

「丘のまちびえい」の景観づくり

美瑛町政策調整課 課長補佐 後藤秀俊

1. はじめに

美瑛町は、北海道のほぼ中央にあり、十勝岳連峰と夕張山系との間に位置し、旭川市など2市6町に隣接しています。面積は677.16k㎡で、その内7割が山林、耕地が2割となっています。地勢は波状丘陵で、市街地から河川流域に沿って放射線状に集落が形成され、河川流域では水田が広がり、丘陵地帯では畑作が営まれています。寒暖差の激しい内陸性の気候は、四季の移り変わりがはっきりしており、欧州的な田園風景がテレビCM等で有名になり畑作地帯の農業景観が「丘のまちびえい」として全国的に注目を集めるようになりました。

丘の防風林と畑の風景
マイルドセブンの丘建築協定により統一された
本通地区商店街

2. 美瑛町の景観

美瑛町の景観は、雄大な十勝岳連峰の山々を背景に開拓の頃からの生活や農業の営みによってつくられてきました。

昭和46年に、風景写真家の前田真三氏がたまたま美瑛町を通りかかり、丘を彩る一面のジャガイモの花、遠くには噴煙を上げる十勝岳、そして丘の上に整然と並んだ落葉松の風景を目の当たりにし、ヨーロッパの田園風景を思わせる丘の風景に、これまで自身が抱えてきた日本の風景とは異なる新しい風景を発見し、日本にもこんな所があったのかと心打たれました。その後も美瑛の風景を撮り続け、次第に美瑛の風景が有名となり、昭和62年の写真ギャラリー「拓真館」の開設を機に、多くの観光客が訪れるようになりました。

この景観は、私たち町民に安らぎと潤いをもたらし、また訪れる多くの人々の心をいやし、感動を与えるなど全国的にも貴重な景観であり、町にとってかけがえのない財産となったのです。

3. これまでの取り組み

これまでに美瑛町では、「美瑛町景観条例」の制定など、

次世代に素晴らしい景観や自然豊かな郷土を継承し、住み良い魅力的な町であり続けるために様々な景観形成のための施策を行ってきました。

「美瑛町景観条例」は、平成元年の総合保養地整備法（リゾート法）に基づく「富良野大雪リゾート地域整備構想」の指定を受けたことにより、ホテル等の建設や移住者の増加が懸念されたことから、景観に関する条例として初めて制定しました。しかし、民有地の指定においては地権者の理解を得ることが困難であり、指定地区が限定されたため、その反省を踏まえ平成15年に、美瑛町の美しい景観が町民みんなの共有財産であることを認識し、美瑛町全域の景観を保全するための「美瑛の美しい景観を守り育てる条例」を制定しました。

条例では、町民・町・事業者の役割を明確にし、景観地域の指定、景観形成指針などを規定するとともに、一定規模以上の開発行為等を行う際に、町との事前協議などの届け出制の手続きを設けています。主な対象行為は以下です。

- ・土地区画質質の変更（1,000㎡以上、市街地は3,000㎡以上）
- ・急傾斜地の土地造成（斜度30度以上かつ傾斜高10m以上）
- ・森林の伐採（5,000㎡以上）
- ・建築物の建設（高さ10m以上又は地上3階建て以上）
（市街地は高さ15m以上かつ地上3階建て以上）
- ・工作物の建設（高さ10m以上。市街地は15m以上）
- ・特殊建築物の建設、屋外広告物の設置 など

また、都市計画区域内の乱開発防止のため平成2年に都市計画区域を932haから5,430haに拡大、平成元年から13年にかけては、「自然と調和した美瑛の玄関口」に相応しい魅力的な街並みづくりのため、本通地区商店街の土地区画整理事業を実施しました。

4. おわりに

美瑛町は、平成24年4月に北海道大学観光学高等研究センター（CATS）と観光を基軸とした地域の発展に関することを柱とした連携協定を締結しました。今後は、CATSの協力を得ながら、観光資源でもある美瑛町の景観について、美瑛町の景観の特性とは何か、どのような手法をとれば美瑛町に相応しく実効性の高い景観条例・景観計画となるのかを、美瑛町の地勢や歴史、土地利用などを分析したうえで条例等を見直し、魅力的な景観づくりに取り組んでいきます。